

70 歳から 74 歳の方の一部負担金の割合について

70 歳の誕生月の翌月（1 日が誕生日の場合は誕生月）から医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、下記の基準により決まります。

裏面の「負担割合判定フローチャート」を併せてご覧ください。

《 負担割合の判定基準 》

2 割	(注 1) ・同一世帯の 70 歳から 74 歳の国保加入者全員の<u>住民税課税所得が 145 万円未満</u>である世帯 ・平成 27 年 1 月 2 日以降、新たに 70 歳になる国保加入者がいる世帯で、世帯内の 70 歳から 74 歳の人の<u>旧ただし書所得 (注 2) の合計が 210 万円以下</u>の世帯 ・同一世帯に 70 歳から 74 歳の国保加入者が 1 人の場合で、70 歳から 74 歳の国保加入者の<u>収入金額 (注 3) が 383 万円未満</u>または、70 歳から 74 歳の国保加入者の<u>収入金額が 383 万円以上で、同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行された人を含めた収入金額の合計が 520 万円未満</u>の世帯 ・同一世帯に 70 歳から 74 歳の国保加入者が 2 人以上の場合で、70 歳から 74 歳の国保加入者全員の<u>収入金額の合計が 520 万円未満</u>の世帯
3 割	・上記以外の人

(注 1) 住民税課税所得とは

収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費等を差し引いて求めた総所得から、さらに各種所得控除（社会保険料控除、医療費控除等）を差し引いて算出した額のことです。**住民税の通知の「課税標準額」**をご参照ください。

(注 2) 旧ただし書所得とは

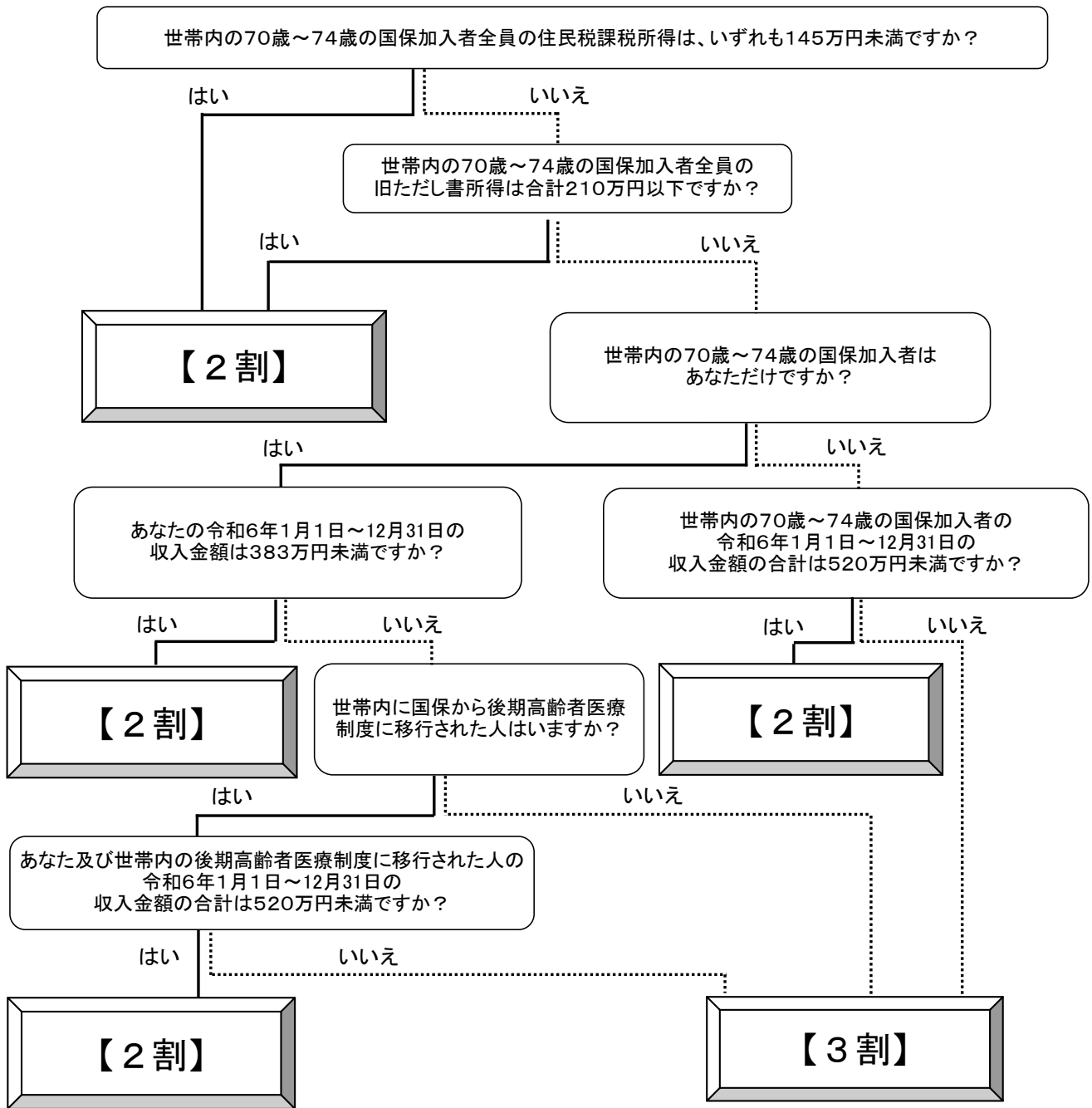
前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 43 万円を控除した額です。

(注 3) 収入金額とは

所得税法第 36 条第 1 項に規定する各種所得の金額（退職所得の金額を除く）の計算上収入金額とすべき金額及び総収入金額に算入すべき金額を合算した額のことです。

確定申告書を提出している方は、確定申告書第 1 表から第 3 表の各所得に係る収入金額（収入金額等）に記載した合計（退職所得を除く）となります。

70 歳から 74 歳の方の負担割合判定フローチャート



《 負担割合の変更 》

◎負担割合は世帯で決定するため、同じ世帯の方が新たに 70 歳になった場合や転居等により世帯状況が変わる場合、現在決定している負担割合が今後変更になることがあります。